

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、地域における人々の生活環境は、少子高齢化や人口の減少、経済情勢の変化等様々な要因により大きく変化し、これまでの福祉制度だけでは対応が困難な状況になってきています。

こうした状況の中、福祉の課題も多様化・複雑化しています。そのため、様々な取り組みを地域の人と福祉関係者、行政等、あらゆる人や組織とともに進めていくことが必要になっています。

国においては、「生活困窮者自立支援法」、「障害者差別解消法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「成年後見制度の利用促進に関する法律」の施行、介護保険制度の大幅な改正による、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途とした「地域包括ケアシステム」の構築など福祉に関する法令や支援制度も大きく変化しつつあります。

また、平成28年6月2日に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会として「地域共生社会」の実現が提唱され、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要があるとしています。

私たちが暮らしている地域社会には、コミュニティがあり、もともと「助け合い」の心がありました。しかし、最近では地域のことに関心な人が増え、助け合いの機能が薄れていく状況にあります。少子高齢化、単身世帯の増加により、従来の子育てや介護、障がいといった縦割りの制度では対応できないとき、ご近所の助け合いが不可欠となります。

子どもや障がい者、高齢者をはじめとして地域の人たちが、「住み慣れた地域で誰もが安心して豊かに暮らし続けることが出来る地域（まち）づくり」にむけて、つながりづくり、拠点づくり、人づくりに、住民、ボランティア、民生委員・児童委員等の福祉関係機関・団体と連携・協働して地域福祉施策を推進するための指針として策定するものです。

2 計画策定の位置づけ

この計画は、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」のため、社会福祉法第107条に基づいて市町村が行政計画として策定する「地域福祉計画」と、社会福祉法第109条の規定に基づいて民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

また、「第5次田布施町総合計画」を上位計画とし、以下の関連計画との整合性を図り策定しました。

- ① 田布施町障がい者計画（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）
- ② 田布施町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）
- ③ 田布施町子ども・子育て支援事業計画
- ④ 田布施町健康増進計画
- ⑤ 田布施町男女共同参画プラン

【改正社会福祉法（平成30年(2018年)4月1日施行）】

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

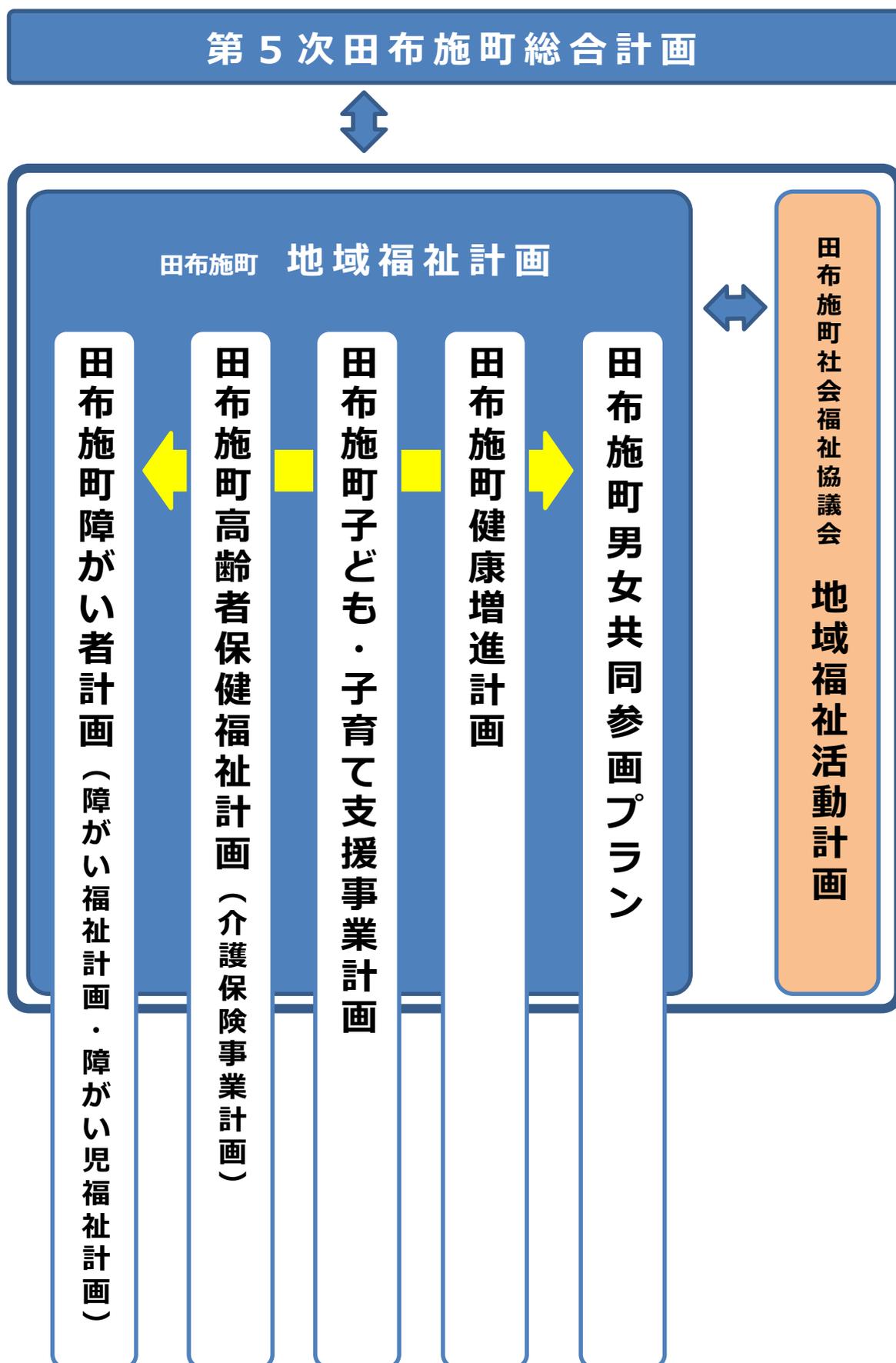
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

計画の関連図



3 計画の期間

この計画の期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 6 年間です。

なお、計画期間中は、制度改正や社会経済情勢の変化に応じて必要な見直しを行いません。

※平成 31 年（2019 年）5 月に元号の改正が予定されていますが、この計画の策定日現在、新元号は未定のため、便宜上「平成」と表記しています。なお、西暦を併記することにより改正に対応することとします。

4 計画の策定体制

この計画は、町と町社会福祉協議会が共同し、「田布施町地域福祉計画策定委員会」及び「町民アンケート」の意見や提案を反映して策定しました。

（1）田布施町地域福祉計画策定委員

区分	所属	氏名
町議会	町議会経済厚生委員会	木本 睦博
保健医療関係者	町医師クラブ	藤田 潔
各種団体代表	町民生委員・児童委員協議会	中村 享郎
〃	町社会福祉協議会	田縁 和明
〃	町心身障害者協議会	今津 邦彦
〃	町青少年健全育成町民会議	河内 孝行
〃	町老人クラブ連合会	中屋 智暉
〃	町自治会連絡協議会	永田 弘児
〃	町 P T A 連合会	辰巳 俊之
〃	町ボランティア連絡協議会	飯田 雅通
事業者	特別養護老人ホーム たぶせ苑	河村 五男

（2）町民アンケート

調査対象：20 歳以上の田布施町民 1,000 人

抽出方法：無作為抽出法

調査方法：郵送によるアンケートの配布・回収

回答者：455 人（回答率 45.5%）